

# 入間市 ブロック塀等撤去工事 補助制度のご案内



入間市マスコットキャラクター  
「いるティー」

市では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去工事を行う方に、撤去工事費用の一部を補助します。

※ 補助金が該当事業年度の予算枠を超えた場合は、その時点で終了となりますので、ご了承ください。

## 1 補助対象となるブロック塀等

補強コンクリートブロック造、組積造その他これらに類する構造の塀又は門柱で、次のすべての要件を満たしているもの。

- ・ 道路又は学校、公民館、公園など多くの市民が利用する市有地に面して築造されたもの
- ・ 道路又は市有地に面する側の地盤面からの高さが1.2m以上のもの
- ・ チェックポイント\*により点検調査し、ひとつでも不適合があるもの

※ 公共事業や入間市道路拡幅整備要綱等の補償対象となる場合は補助対象になりません。

※ 販売を目的とし整地又は解体工事をする際にブロック塀等の撤去工事を行う場合は補助対象になりません。

※ 建築物又は工作物（垣及び柵並びにブロック塀等を除く。）の新築、増築又は改築に伴う場合は補助対象になりません。

\* 「チェックポイント」… 建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）による既設の塀の安全点検のためのチェックポイント  
チェックポイントの図表は国土交通省HPからダウンロードできます。

<https://www.mlit.go.jp/common/001251691.pdf>

## 2 補助対象者

- ・ 補助対象となるブロック塀等を所有又は管理する個人で、市税の滞納がない方（ブロック塀等を撤去することについて、その所有者全員の同意を得ていること。）

## 3 補助対象となる撤去工事

- ・ 補助対象となるブロック塀等の全部又は一部を解体し、及び撤去する工事（ブロック塀等の一部を残す場合にあっては、道路又は市有建築物の敷地に面する側の地盤面からの高さを0.6m以下とし、かつ、関係する法令に適合するとともに、地震等に対する安全性を確保する工事に限る。）

## 4 補助金額

- ・ 次の①又は②のいずれか少ない額（1,000円未満切捨て）

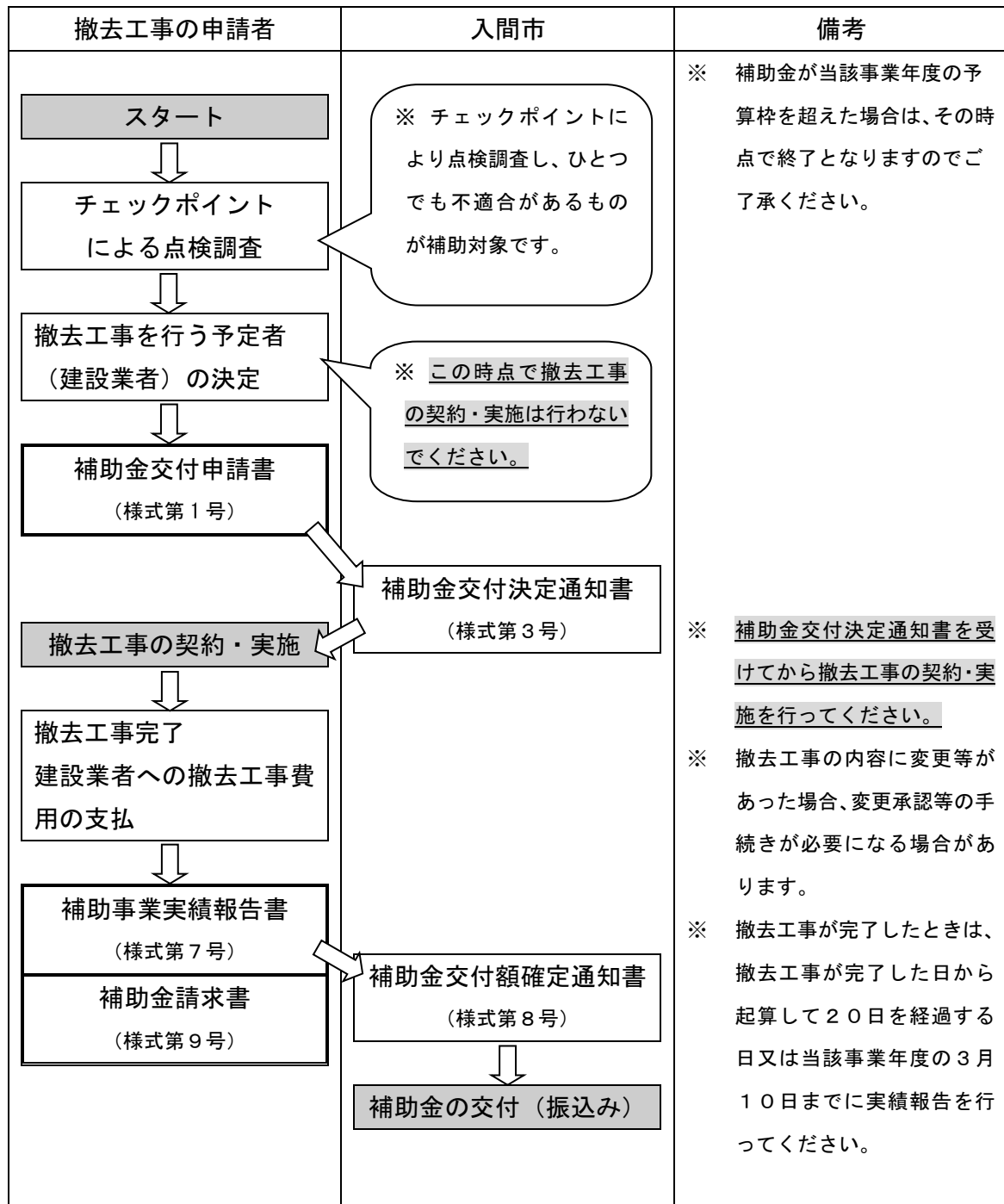
$$\textcircled{1} \quad \boxed{\text{補助対象となる撤去工事に要する費用}^*} \times \boxed{1/2}$$

$$\textcircled{2} \quad \boxed{\text{補助対象となるブロック塀等の長さ (m)}} \times \boxed{10,000 \text{ 円}}$$

ただし、限度額は  $\boxed{100,000 \text{ 円}}$

\* 「補助対象となる撤去工事に要する費用」… 補助対象となる撤去工事に係る撤去費、整地費、発生材運搬費、発生材処分費、仮設費及び諸経費

## 5 手続きの流れ



## 6 申請方法（必ず撤去工事の契約・実施をする前に申請を行ってください。）

〔補助金の交付申請に必要な書類〕（提出先 市役所開発建築課）

- (1) 入間市ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 付近見取図
- (3) ブロック塀等の位置、長さ及び高さが記載された図面
- (4) ブロック塀等を撤去することについて、その所有者全員の同意を得ていることが確認できる書類  
（申請者以外にブロック塀等の所有者があるときに限る。）
- (5) 市役所収税課で発行する「市税に滞納がないことの確認願」（様式第2号）  
（申請用紙は開発建築課にてお渡しいたします。）
- (6) 点検調査の結果（チェックポイント）
- (7) 撤去工事に要する費用の見積書の写し（内容（内訳）が分かるもの）
- (8) 現況カラー写真
- (9) 本人以外の方が交付申請書を提出する場合は、本人の委任状（2部）  
（交付申請用と(5)の「市税に滞納がないことの確認願」用）

## 7 撤去工事完了の報告

〔撤去工事完了の報告に必要な書類〕（提出先 市役所開発建築課）

- (1) 入間市ブロック塀等撤去工事補助事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 撤去工事に要した費用の内訳書及び契約書の写し
- (3) 撤去工事に要した費用の領収書の写し
- (4) 撤去工事の内容が分かる工事状況カラー写真（施行前、施工中及び施工後）
- (5) 本人以外の方が実績報告書を提出する場合は、本人の委任状

## 8 補助金の請求

〔補助金の請求に必要な書類〕（提出先 市役所開発建築課）

- (1) 入間市ブロック塀等撤去工事補助金請求書（様式第9号）
- (2) 本人以外の方が請求書を提出する場合は、本人の委任状

## 9 その他（撤去工事後）

ブロック塀等の撤去工事後に、新たに門塀等を設置する場合は、関係する法令に適合した安全なものを設置してください。



問い合わせ／申し込み 入間市都市整備部開発建築課

〒358-8511 埼玉県入間市豊岡 1-16-1

TEL 04-2964-1111 内線 3324・3325

<http://www.city.iruma.saitama.jp/>

2022. 4. 1 開発建築課作成